

謹賀新年



吉岡町長
石関 昭

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、行政全般にわたりご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

人口減少が進む社会ですが、吉岡町の人口は、住民基本台帳で昨年八月に、二万人を超えました。

この背景には、前橋市や高崎市に近い位置にあって、道路網が着々と整備されることによるものと推測できます。これも先人たちが、いち早く、道路の必要性和重要性を感じ、実現に向けて努力してきた成果の表れです。

沿道では、大型商業施設の進出や良好な住宅地の供給が進み、地域の利便性が一挙に高まり、町に移り住む人々が増加しています。

以前からこの町に住んでいた人と、新しく移り住んだ人が、お互いに仲良く、そして力を合わせて支え合う地域をつくっていくことができれば、素晴らしいことです。

これからも、地域のつながりがさらに深まり、特色を生かした魅力あるまちづくりに一層ご支援をいただこうようお願い申し上げます。

それには何よりも、「健康」でなければなりません。常に、栄養のバランスと運動を心掛けて、生活習慣の改善に努め、毎日を楽しく過ごせる一年であって欲しいと願っているところです。

今年は、子どもたちに、友好都市北海道大樹町の大自然を、ぜひ肌で体験し、夢を広げてほしいと事業を計画しています。

目まぐるしく変化する社会情勢の中ですが、今後とも、「キラリ輝くよしおか」を目指し、努力していきたいと思えます。

結びに、本年も変わらぬご支援とお力添えをお願い申し上げますとともに、皆さまのご健勝とご多幸をご祈念申し上げます、年頭のあいさつといたします。

平成二十五年 元旦



吉岡町議会 議長
近藤 保

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆さまには、家族おそろいで健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は町民の皆さまには町政各方面にわたりご理解とご協力を賜り、また、町議会にも格段のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

私ども町議会の使命は、町民の視点に立った「批判と監視」に尽きます。執行当局と一定の緊張感を保ちながら、監視機能を高め、政策提言まで結びつける取り組みが求められます。町民に理解いただける「町民に見える議会活動のあり方」や、議員のさらなる資質向上のための工夫も併せて進めています。

取り巻く環境は厳しく、課題山積ですが、議会の役割を果たし、「町民にわかりやすい議会」を目指し取り組みたいと思います。

さて、昨年は高崎渋川バイパスが上野田まで供用開始となり、人と車の流れが変化してきました。本年3月には小倉まで供用開始され、さらに大久保大松周辺の道路拡幅工事も完了し、地域の発展が期待されます。

一方で、都市計画道路上野田線の宮東北の早期着工、早期開通を引き続き要望していきます。

我々議員一同は、幾多の苦難を乗り越え、ふるさとを築いていただいた先達の活躍を手本に、さらなる発展のため職務を果たす所存です。

皆さまと一体となり、吉岡の元気を保ち続けていかなければなりません。そのための重大な責務を担っていることを、一人ひとりが再認識し本年の職務に臨みたいと思います。

町民が真に幸せを実感できる「心豊かなまちづくり」が進むことを心から念願します。町民皆さまの益々のご健勝とご多幸を祈念し、年頭のあいさつといたします。

平成二十五年 元旦

年頭あいさつ

確定申告について お知らせします

所得税の控除を受けるために

平成24年度分 住宅借入金等特別税額控除

▼申請手続きについて

住宅ローンを利用して、マイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件を満たすと、所得税の税額控除を受けられます。

平成24年分の「特定増改築等」住宅借入金等特別控除」を

受ける人は、国税庁のホームページなどで要件を確認し、所得税の確定申告をしましょう。

なお、住宅借入金等特別控除を受けるために作成する確定申告書には、様々な書類を添付する必要があります。税務署にお問合せください。

税務署での 申告が必要な人

所得税（源泉徴収税などの国税）を還付または納付するには、確定申告が必要です。

町でも確定申告を受け付けていますが、**次の人は税務署で申告してください。**

- ①平成24年分以外の確定申告
- ②山林所得や譲渡所得（土地建物、株式など）のある人
- ③初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ④東日本大震災で住宅などに被害を受け、所得税の軽減・免除を受けられる人

平成24年分 所得税・消費税の 確定申告書について

平成24年分所得税・消費税の確定申告書は、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる人に、**1月末頃**送付する予定です。

▼問合せ先 高崎税務署

☎027・322・4711

確定申告書の作成は、**国税庁のホームページが便利**です

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力し、確定申告書を作成することができます。

作成した確定申告書は印刷して税務署へ郵送するなどし、提出できます。

また、作成したデータをe-Taxで送信することもできます。（注）e-Taxで送信する場合には、**事前に電子証明書やICカードリーダーライタなどの準備が必要です。**

作成中のデータを保存し、保存したデータを読み込んで作業を再開することもできます。

また、保存したデータは翌年の申告時に読み込んで活用できます。

最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと所得税額から最高3,000円の控除ができます。（平成19年分〜24年分の間でいずれか1回適用。）

▼問合せ先 高崎税務署

☎027・322・4711

e-Taxの操作に関する問合せ（e-Tax作成コーナーヘルプデスク）

☎0570・01・5901

※①〜⑤（祝日および12月29日〜1月3日を除く）の午前9時〜午後5時までご利用できます。

平成24年分給与支払報告書の提出について

平成24年分給与支払報告書については、電子申告での申請も受け付けています。

▼問合せ先 サポートデスク

☎0570・08・1459

<http://www.etax.jp/>





在宅介護をしている人をねぎらう

在宅ねたきり老人等介護慰労金

町では身体または精神上の障がいのため、日常生活に著しく支障のある在宅老人などを介護する人に、介護慰労金を申請により支給しています。

▼支給対象者の要件

1月1日を基準日として、左の表①～④の要件をすべて満たしている在宅ねたきり老人などを、居宅において1年以上継続して介護している人。

- ① 1月1日現在において町内に1年以上住所を有し、満65歳以上である
- ② 介護度1～5の認定を受けている人、または在宅ねたきりの人
- ③ 施設入所者でないこと（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・有料老人ホームを含む）
- ④ 短期入所の利用や入院などの場合は、在宅生活を離れた期間が100日を超えていない



介護者に年齢要件はありません。

※介護者が2人以上いる場合は、主として介護した人が対象になります。

▼申請期間

1月11日(金)～31日(木)

▼申請方法

必要書類に記入し、健康福祉課福祉室へ提出。（申請用紙は役場健康福祉課福祉室に用意してあります。）

▼決定

町で定めた基準により調査し、後日通知します。

▼提出・問合せ先

健康福祉課福祉室
☎54・31111（内線151）



児童生徒のための制度

就学援助費の申請をお忘れなく

町では、経済的な理由のため就学困難と認められる小・中学生の保護者（生活保護受給者に準ずる程度）に、学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。（生活保護法に基づく教育扶助の受給者は除く）平成25年度に援助を希望する保護者は、「就学援助費交付申請書」を在籍している学校から受領してください。



なお、現在援助を受けている保護者も再度の申請が必要で

▼申込締切

1月31日(木)

▼提出先

在籍している各学校

▼相談・問合せ先

明治小学校 ☎54・2105
駒寄小学校 ☎54・2300
吉岡中学校 ☎54・3213
教育委員会事務局学校教育室
☎54・31111（内線593）

ご意見をお寄せください

都市計画案の縦覧と意見書提出について

県は、都市計画道路の変更案をまとめました。その縦覧をし、意見書の提出を受付けます。

【縦覧】

▼期間 1月8日(水)～22日(木)

※土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

▼場所 県庁22階都市計画課、
渋川土木事務所、吉岡町役場産業建設課

【意見書の提出について】

案に対する「意見書」を、県知事へ提出できます。

住所、氏名、および都市計画案についての利害関係と意見を記入してください。

▼締切

1月22日(木)

▼提出先 群馬県都市計画課
〒371-8570
前橋市大手町1-1-1

※縦覧会場でも提出可能。

▼問合せ先

役場産業建設課
☎54・31111（内線162）